

## 模擬ケアプラン作成実習

No	カテゴリー	質問	回答
1	1.模擬ケアプラン作成実習	実習の課題の1つである「模擬ケアプラン作成実習」にかかる実習協力者（利用者）の選定は、新規利用者もしくはケアプランの変更が必要となった利用者を取り上げることあるが必須か。このような対象者がいない場合の取り扱いはどうしたらよいか。	<p>ガイドライン及び指針において、ケアマネジメントプロセスの一連の流れを現場で経験することから、新規の利用者もしくはケアプランの変更が必要となった利用者を取り上げると示している。実習生を受け入れる場合は、これらを加味した上で、受け入れて頂きたいが、紹介する実習協力者については、事業所の裁量にお任せする。</p> <p>○紹介する事例が、新規の利用者やケアプランの変更が必要な利用者ではない場合は、実習指導者に付いて行う「見学・観察実習」において、できる限り新規の利用者やケアプランの変更が必要な利用者を選定していただきたい。</p>
2	1.模擬ケアプラン作成実習	模擬ケアプランを作成する際の対象者として有料老人ホームの入居者も対象でしょうか？	<p>「模擬ケアプラン作成実習」冊子のP.6をご確認をお願いいたします。</p> <p>-----</p> <p>「○実習協力者に必要な条件」として (2) 居宅で生活している人</p> <p>※居宅サービスであっても、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の利用者は対象外とします。多様な要介護高齢者等の生活に対応したケアマネジメントを見学・観察を通じて理解する。</p> <p>-----</p> <p>と記載があるため、有料老人ホームの入居者は対象となります。</p>
3	1.模擬ケアプラン作成実習	居宅サービス計画書(2)※2の欄は、実在する事業名を記入しても宜しいのでしょうか？ 社会資源調査票では、事業所名はアルファベットで記載とされています。	基本的に正式な事業所名を明記しますが、明記することで何らかの支障が出るようでしたら、その場合は、○○デイサービス、A訪問介護事業所などと明記しても構いません。
4	1.模擬ケアプラン作成実習	居宅サービス計画書(3)に記入されたサービスが区分支給限度額をだいぶオーバーしてると、訂正させた方がいいですか？	今回の実習では、区分支給限度額を意識して作成することまでは求めていませんので、訂正までは必要ありません。 ですが、今回のように区分支給限度額を超えてる場合は、「実際の現場ではケアマネジメント(ケアプランの作成)を行う際は、区分支給額を意識して作成します」と指導、助言をお願いします。

## 見学観察実習

No	カテゴリー	質問	回答
5	2.見学観察実習	実習は、「3日間程度」とあるが連続か。また、最低3日間は実施しなければならないのか。例えば、2日間の実施でもよいか。	3日間程度とは、2つの実習課題のうち「見学・観察実習」にかかる日数であり、1つ目の実習課題である「模擬ケアプラン作成実習」にかかる時間は含まれていないことに留意すること。 「3日間程度」とは、連続する3日間で実施しなければならないことではなく、例えば半日や数時間程度の訪問を複数の日にまたがって実施し、結果として合計の実習時間数が概ね3日相当（18時間以上）になればよい。 なお、「見学・観察実習」については、実習指導者、実習対象者（協力者）及びそのご家族との日程調整や実習対象者（協力者）の体調・生活状況などによっては、課題達成までに3日以上かかる場合も想定される。
6	2.見学観察実習	「見学・観察実習」でのオリエンテーション及び振り返りを3日相当（18時間以上）の実習時間に含めてよいか。	「オリエンテーション」及び「振り返り」も実習時間に含まれる。そのほか、「報告書等の記入にかかる時間」も含めることができるが、休憩時間や、自宅での報告書記録時間、自宅・病院・施設への訪問にかかる移動時間」は含まれない。
7	2.見学観察実習	「見学・観察実習」にかかる実習対象者（協力者）の同意は、同行訪問やサービス担当者会議の見学以外に机上で説明する場合においても必要か。	「見学・観察実習」にかかる実習対象者（協力者）全員から必ず「事前」に「書面による同意」を取得すること。 同行訪問や担当者会議の見学以外でも複数のケースを机上で説明する場合においては、同意は不要と考えている。 なお、実習生は実習で知り得た情報は研修の遂行目的以外では使用しない、漏らさないという「実習同意書」に署名しており、その点について遵守を徹底するよう指導いただきたい。
8	2.見学観察実習	実習指導者は、6つの「見学・観察実習」のプロセス場面等について同行（同席）していなければいけないか。	実習生を受け入れに際には、実習指導者は、6つの「見学・観察実習」のプロセス場面等について同行（同席）し、責任をもって指導・支援を行いうる努めいただきたい。 実習指導者が本来業務の都合により、全てのプロセスに同行（同席）できない場合も想定されるが、その際は、実習指導者以外の介護支援専門員の案件に同行（同席）し指導を行っても構わない。 ただし、事後において、必ず実習指導者による説明や確認などのフォロー及び所定の見学・観察実習記録用紙にコメントを記録すること。 この場合において、実習指導者によって、実習における指導内容に大きなばらつきが出ないようにするため、ガイドライン、指針及び説明会資料、Q&Aを互いに確認し、実習指導中に指導すべき内容について、事前に共通認識を作つておくことが必要である。  (補足) 平成27年介護報酬改定において、特定事業所加算の算定要件に「実習の受け入れ」が追加された。「実習の受け入れ」については、実務研修の質を高め、ひいては地域全体のケアマネジメントの水準を底上げしていくという、特定事業所加算取得事業所の地域への貢献が期待されて盛り込まれたものである。 その趣旨を理解し、実習期間中は実習指導者の通常業務に係る業務量を考慮する必要があるため、実習指導者の通常業務を他の職員でカバーするなど、業務分担の調整をするなど、事業所全体で取り組まれたい。
9	2.見学観察実習	インターク場面への同行・見学について、限られた実習期間内で場面がない場合は、これまで事業所内で新規の利用者として受け付けし、インターク（面接）したいくつかの記録をもとに指導を行うことでもよいか。 また、アセスメントやサービス担当者会議、プランニング同じく、同行・見学実習がない場合も同様の取り扱いでよいか。	実施要綱において、「実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席ができなかった場合には、実習指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと」と示されている。 よって、インタークやアセスメント、プランニングの同行・見学実習がない場合も同様に、お見込みのとおり指導をお願いしたい。
10	2.見学観察実習	見学・観察実習について、実習生の自宅から、実習受入事業所、または、直接利用者宅への移動時間も含めていいか。	含まれません。 利用者宅や病院・施設への訪問にかかる移動時間も含まれません。
11	2.見学観察実習	サービス担当者会議など、実習指導者1名が実習生を複数名連れて見学・観察をさせ、それぞれに個別で指導した場合は、「見学・観察実習記録用紙」は実習生ごとに記入するのか。	お見込みのとおり。ただし、実習指導者が実習生を複数連れていくことは構わないが、あらかじめ実習協力者（利用者）から所定の様式（沖縄県介護支援専門員実務研修 実習に関する同意書）にて同意を得ること。
12	2.見学観察実習	見学に同行する際は、その都度利用者から同意書にサインしていただく必要がありますか？	見学に同行する際の同意書は、受講者（実習生）ではなく、実習受け入れ事業所が、訪問する先の実習協力者（利用者様）毎に「沖縄県介護支援専門員実務研修 実習に関する同意書」をいただくことになります。 「見学・観察実習」冊子のP.4となります。
13	2.見学観察実習	実務研修での見学・観察のインターク（受付・相談）は実習協力者は要支援でも可能ですか？	見学・観察実習における実習協力者は、 介護認定を受けている方であれば、対象となります。 よって、要支援認定を受けている方も対象となります。
14	2.見学観察実習	給付管理の卓上演習の内容ですが、給付管理の流れの説明だったり実際書類を作成しているところを見学したりといった内容で認識してますがよろしいですか？	この通りの解釈でかまいません。例えば、サービス利用票（別表）、サービス提供票（別表）の帳票の作成目的や帳票の中身（各加算や単位数など）の説明や、月始めに各サービス提供事業所からの実績のチェック、国保連への請求の流れなど説明があると思います。 もし、机上ではなく、実際利用者宅で見学・観察が想定されるのは、利用者へサービス利用票（別表）を交付して内容を説明する場面やサービス提供票（別表）を事業所へ届けて説明する場面あると思われます。

## 見学観察実習

No	カテゴリー	質問	回答
15	2.見学観察実習	プランニングの卓上演習の具体的な内容例を教えてください。	可能であれば、アセスメントで見学・観察に同行させた利用者のプランニング場面を机上で指導していただけたら良いと思います。 アセスメントの結果を踏まえ、生活ニーズの導き出し方、課題分析の結果や総合的な援助の方針、各目標の立て方、地域の社会資源、本人家族のストレングスを活かしたサービス内容の設定の仕方などを指導。 アセスメントの場面に見学・観察へ同行させた利用者以外でも構いません。その際はアセスメントの帳票で、利用者像を説明して、上記のような内容も考えられます。
16	2.見学観察実習	見学・観察実習記録用紙に机上になった理由と記載欄がありますが、モニタリングやアセスメントの机上演習ということはありますか？	受講者(実習生)は前期研修にて、モニタリングやアセスメントなどは、座学や演習にて一通り学習しています。実習では可能な限り、利用者宅へ訪問して体感していただきたいのですが、これらのプロセスを机上での指導で考えられるることは、モニタリングの結果の記録・帳票の説明や記録の方法、各サービス提供事業所等へサービスの実施状況を確認する場面を見せたり、またアセスメントでは、アセスメントの結果を課題整理総括表へ記録して、生活ニーズを導き出す根拠を説明したり、アセスメントした結果からプランニングにつなげていく際の方法等が想定されます。
17	2.見学観察実習	同一の利用者で、インテイク、アセスメントの見学観察実習を続けて行った場合です。  見学・観察実習報告書は、インテークとアセスメント実施で2枚作成しますが、実習に関する同意書は、1枚のみの提出(コピー控え)で構わないでしょうか？	実習に関する同意書は1枚でも大丈夫です。 ただし、「見学・観察実習報告書」は、プロセスごとに作成となっておりますので、インテーク分とアセスメント分の2枚作成が必要になります。
18	2.見学観察実習	同じ世帯の夫婦の担当者会議に参加した場合です。実習協力者欄に、夫婦それぞれの名前記載あり。 代筆者氏名は、同居のご家族となります。  この場合、見学・観察実習報告書は、2枚(夫婦)の担当者会議の準備・同席で作成しますが、実習に関する同意書は1枚の提出で構わないでしょうか？	実習協力者(利用者)お一人ずつの「実習に関する同意書」を提出いただきます。
19	2.見学観察実習	『沖縄県介護支援専門員実務研修 実習に関する同意書』について 電話にて家族様に実習の説明を行いました承をもらいましたが、利用者様は自身にて名前の記入ができない状態で、通常であれば家族の方に代筆をお願いするのですが、仕事の都合で家族に会えない時は、代筆者として実習指導者の方が代筆して記入するのは可能でしょうか？	本来、見学・観察実習前に文書にて同意を得る必要があります。しかし、このような事情の場合は、事前に家族へ電話(口頭)等で同意を得て、且つ見学・観察実習後でも構ないので、「実習に関する同意書」に、家族より署名した日付及び実習協力者(利用者様)氏名、代筆者氏名を記入して下さい。併せて同意書の余白に、事後署名になった理由を記入して下さい。 「実習に関する同意書」に署名が困難で、家族等の代筆者がいない利用者は、極力見学・観察実習の対象から外す配慮を検討していただきたい。
20	2.見学観察実習	新規利用者さん(要介護認定申請中で、ガン末期の方)をインテークからサービス担当者会議まで行った。暫定要介護2となる。 見学・観察実習の時間数に含まれるか。	見学・観察実習の時間数に含まれる。
21	2.見学観察実習	アセスメント⇒アセスメント全般に関する説明は行いますが、自居宅介護支援事業所で使用しているアセスメント様式は、居宅サービスガイドラインを使用しています。沖縄県版共通アセスメント様式ではありませんが、それで同行訪問や机上の説明をしても宜しいのでしょうか？	アセスメント様式は、課題分析標準項目23項目が入っていることが原則で、それ以外については、職能団体が推奨する様式、沖縄県が推奨する「沖縄県版共通アセスメント様式」、各事業所独自で開発した様式どちらを使用しても良い旨は伝えいただき、現在事業所で使用している全社協版の「居宅サービスガイドライン」で訪問又は卓上説明、指導しても良いです。 今回、現場実習に入る前の前期研修の「アセスメント及びニーズの把握の方」の科目で、アセスメントについて一通り学習します。 その中で(講義時間の関係で)簡単ではありますが「沖縄県版共通アセスメント様式」の説明を行う予定ですが、もし今回の実習で受講者が用いる沖縄県版共通アセスメント様式の記載方法で質問がありましたら、記入例を参考に皆様が分かる範囲で指導をしていただけると助かります。

## 見学観察実習

No	カテゴリー	質問	回答
22	2.見学観察実習	実習指導者は、一連のケアマネジメントプロセスについて同行（同席）していなければいけないのか。 一連のケアマネジメントプロセスは、インテーク、アセスメント実施、プランニング実施、モニタリング実施、サービス担当者会議の準備・同席、給付管理方法があげられていますが、同行（同席）は、プランニング実施以外と考えて宜しいのでしょうか？プランニングは机上の説明で宜しいのでしょうか？	できる限り実習指導者が一連のケアマネジメントプロセスに同行（同席）が望ましいですが、実習指導者が体調不良等で同行（同席）出来ない場合は、実習の内容を把握、理解している同事業所の他の（主任）介護支援専門員が代行しても構いません。 その際、同行（同席）した（主任）介護支援専門員と、実習指導者はそれぞれ「見学・観察実習記録用紙（実習受入事業所用）」にコメントを記入して下さい。 また、6つのケアマネジメントプロセスは、可能か限り現場にて6つのプロセス場面を指導していただきたい。しかし、実際のところ、アセスメント後に利用者宅ではなく、事務所にてケアプランを作成することが殆どです。そこ場合は卓上にて、作成方法等について指導して頂いても構いません。 これ以外でも実習期間中に、インテークやサービス担当者会議など他のプロセス場面が行われないことも想定されます。 その場合も利用者ファイルやソフト等用い、卓上でインテークやサービス担当者会議などの記録を見せながら指導することもあり得ます。
23	2.見学観察実習	見学・観察実習の件で教えて下さい。 Q&A のNo5にて、1つ目の課題である「模擬ケアプラン作成に係る時間は「見学・観察実習」に含まれていないとあります、模擬ケアプラン作成の為、実習協力者宅へ実習受け入れ担当者も一緒に訪問して模擬ケアプラン作成実習記録用紙で指導・評価を行いますが、その時間は含まれないという事ですか？	ご認識の通り含まれません。 模擬ケアプラン作成実習記録用紙は実習指導者（実習受入事業所）が記入必要ですが、この模擬ケアプラン作成にかかる同行訪問、指導、評価の時間は含まれません。 3日間程度（18時間以上）とは2つ目の課題「見学・観察実習」にかかる同行や指導等の時間です。
24	2.見学観察実習	実習生が行うサービス担当者会議は模擬担当者会議で良いのか。 また、模擬の担当者会議をする際に、サービス事業所へ召集することに関して、実習生が召集声かけするのか。	実習生はサービス担当者会議は開催しません。「見学・観察実習」で実習指導者又は同事業所の介護支援専門員が担当する利用者様のサービス担当者会議を開催するための準備や会議当日の会議へ同席して見学します。
25	2.見学観察実習	給付管理について。 実際にケアプランを作成、担当者会議、訪問モニタリング後に利用票も作成してもらった上で給付管理の仕方を教えれば良いのでしょうか。	サービス利用票（別表）は実習生は作成しません。 実習指導者又は同事業所の介護支援専門員が作成したサービス利用票（別表）又はサービス提供票（別表）の作成又は交付する目的や交付時期、この帳票の中身の説明、給付管理の一連の流れを指導します。 それ以外に、国保連への請求の各帳票や請求の流れなども説明していただきたい。 給付管理に関しての利用者宅へ同行しての見学観察は、モニタリングの際にサービス利用票（別表）を交付して説明する部分が想定されますが、殆どは卓上の指導が主になると考えられます。
26	2.見学観察実習	利用者宅へ同行訪問を行い、そのまま市役所へも受講者も同行しました。 担当者会議を開催するために市役所へ資料を取りに行ったが市役所の訪問も「見学・観察実習」の時間数に含まれますか？	サービス担当者会議の準備のために、書類受け取り程度のみで、市役所（役場）へ訪問する時間については、見学・観察実習の時間数には含めない
27	2.見学観察実習	「見学・観察実習」においても協力者の条件は、要介護認定を受けている方でないといけないのか。 サービス担当者会議に同席させたいが、実習協力者が要支援の方のため。 要介護認定を受けている方だけになると実習期間中では対応が厳しい。	居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから介護予防支援の業務委託をしている事業所も多いため「見学・観察実習」の協力者は「要支援」認定者でも構いません。
28	2.見学観察実習	見学・観察実習記録用紙（実習受入事業所用）P.8について 実習指導者以外の介護支援専門員が見学・観察実習に連れて行った場合、記録用紙の「見学・観察時指導者意見」の下枠はどこに対するコメントを記載したらよいか。 受講者に対してのコメントは、同行した介護支援専門員が記載するし、実習指導者は、同行ケアマネに対してのコメントを書くのか。	実習指導者は、総括して記載して下さい。受講者が記載した見学・観察実習記録用紙を見る事ができるのであれば、それを見てコメントを記載してもよい。それができない場合、同行した介護支援専門員に聞き取りし、コメントを記載して下さい。

## 模擬ケアプラン作成実習・見学観察実習 共通事項

No	カテゴリー	質問	回答
29	3. (共通事項) 模擬 ケアプラン作成実習・見学観察実習	利用者の居宅訪問とは、自宅（実習対象者（協力者）の家）への訪問に限るのか。それとも、居宅とみなされる有料老人ホーム等の利用者も対象となるのか。	基本的には、在宅の利用者を対象とする。しかし、ガイドラインや指針に沿って、2つの実習課題（模擬ケアプラン作成実習と見学観察実習）が実施できるのであれば、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の利用者でも対象として構わない。 ただし、居宅サービスであっても、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の利用者は対象外である。 また、入院医療機関においてのみ実施されているアセスメントやサービス担当者会議は実習の対象としては望ましくない。
30	3. (共通事項) 模擬 ケアプラン作成実習・見学観察実習	実習にて使用する様式（書類）については受講者が準備するのか。	実習にて使用する様式（書類）について、受講者（実習者）および実習受け入れ事業所の双方で相談し、ご準備してください。 (PC等で入力できる様式を沖縄県介護支援専門員協会ホームページへ掲載いたします。)
31	3. (共通事項) 模擬 ケアプラン作成実習・見学観察実習	実習資料について、WordかExcelでダウンロードできるなら、パソコン上で必要項目を記入しておいて下さいと言われたのですが、WordかExcel形式の資料配布はされているのでしょうか？それとも実習資料は全て手書きでの提出でしょうか？	実習の資料につきましては、沖縄県介護支援専門員協会ホームページへ掲載いたします。 Excelやワードで入力できるファイルを掲載いたします。 一部PDFのみにて掲載しております。 ご活用ください。
32	3. (共通事項) 模擬 ケアプラン作成実習・見学観察実習	養護老人ホーム入所のケースも対象としてよいでしょうか。	養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設で、介護保険法ではなく、老人福祉法に位置付けられている施設サービスなので、「該当しない」
33	3. (共通事項) 模擬 ケアプラン作成実習・見学観察実習	同意書をもらう利用者について アセスメント訪問、サービス担当者会議等で見学させてもらう利用者それぞれに同意書をとる必要があるか。 模擬ケアプラン作成をさせてもらう利用者のみ同意書をとらないといけないか。	模擬ケアプラン作成の際の利用者の同意は、所定の様式P8にある（沖縄県介護支援専門員実務研修 実習承諾書）に実習生自身が、利用者から署名いただき同意を得ます。 見学・観察実習に当たるアセスメント訪問やサービス担当者会議等の利用者の同意は、実習指導者が、利用者又は家族からプロセスごと毎回所定の様式P4にある（沖縄県介護支援専門員実務研修 実習に関する同意書）に署名いただき同意を得ます。
34	3. (共通事項) 模擬 ケアプラン作成実習・見学観察実習	所定の実習期間前（前期研修の途中）から、模擬ケアプラン作成又は、見学・観察実習を行なってよいのか？	ガイドライン上、前期研修修了前の実習は認められません。  実習前の前期研修にて、ケアマネジメントの基礎的な学習（座学・演習）まで習得します。 学んだことを踏まえ現場実習に入ります。 併せて、実習の際の損害保険は、実習期間のみが適応されるため、模擬ケアプラン作成及び見学・観察実習は実習期間に実施していただきますようお願いします。

## 主任介護支援専門員更新研修受講要件

No	カテゴリー	質問	回答
35	4.主任介護支援専門員更新研修受講要件	実習生を受け入れ、指導を担当した者（実習指導者）は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するとあるが、実習指導者が本来業務の都合上、又は体調不良等で同行等指導ができず、他の主任介護支援専門員が指導した場合、代理で指導した主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するか。	実習指導者の代理が主任介護支援専門員で、同行訪問等で指導した場合、あくまで主ではなく代理のため、主任介護支援専門員更新研修の受講要件には該当しない。 ただし、代理の主任介護支援専門員が、実習指導者として主任介護支援専門員更新研修を受講を希望する場合、実習指導者が変更になった時点で速やかに所定の「申告書」を事務局へ提出すること、その他の受講要件については「(別紙3)沖縄県主任介護支援専門員更新研修受講要件について」を参照してください。
36	4.主任介護支援専門員更新研修受講要件	実習指導者が、主任介護支援専門員更新研修に該当する時間数はあるのか。	主任介護支援専門員である実習指導者が、通算2日相当（12時間相当）以上の指導を行った場合に、受講要件に該当する。
37	4.主任介護支援専門員更新研修受講要件	受入事業所として受入体制は整っていたものの、実際に実習生からの受入要請がなかった場合、主任介護支援専門員更新研修の受講要件には該当しないということか。	お見込みのとおり。 実習生を受け入れ、実際に担当した実績を評価するものであるため、実習生の受入がなかった場合は受講要件に該当しない。したがって、その他の要件により主任介護支援専門員更新研修の受講を検討して下さい。 ○なお、特定事業所加算については実際に受入がなかったとしても受入体制が整っている場合は取り下げる必要はない。
38	4.主任介護支援専門員更新研修受講要件	実習生を受け入れ、指導を担当した者は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するが、当該要件が、受講要件として有効とされる期限のようなものはあるのか。	主任介護支援専門員研修又は、前回の主任介護支援専門員「更新」研修修了日の翌日から主任介護支援専門員「更新」研修の受講申し込みの締切日までの期間において、原則、事前に「実習受け入れ事業所申告書」に明記された実習指導者で、この実習指導者は、単年度で2日相当（12時間相当）以上の指導を行ったものが要件に該当する。
39	4.主任介護支援専門員更新研修受講要件	主任介護支援専門員更新研修受講要件と関連し、実習指導者1名が実習生を複数名連れて見学・観察をさせ、それぞれに個別で指導した場合は、指導した時間を別々でカウントしてもよいか。	お見込みのとおり。

## その他

No	カテゴリー	質問	回答
40	5.その他	実習生からの実習受入の依頼は、いつ頃から始まるのか。	早くして合格発表後から事業所へ依頼を行うことが想定される。
41	5.その他	毎年、「介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録届（第1号様式）」の提出が必要か。	その必要はない。ただし、登録内容に変更がある場合は、「介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録届（第2号様式）」を、受入体制が取れなくなった場合は、「介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届（第3号様式）」を沖縄県に提出すること。
42	5.その他	登録届に記載した実習受入可能人数を超えた場合、受け入れを拒否することは正当な理由として認められるか。	同時に複数名（例えば2～3名）を受け入れることも想定されることはあるが、受入可能人数の超過や必要な研修の参加など、やむを得ない事情として実習生に対して合理的な説明ができるのであれば、正当な理由として考えられる。
43	5.その他	予定していた主任介護支援専門員が体調不良のため、実習指導者が主任介護支援専門員ではなくても問題ないか。	実習の指針には、「実習指導を担当する実習指導者は、ケアマネジメントの実務経験が豊富であり、かつ実務研修受講者に対して、ケアマネジメントの実践を分かりやすく説明し、受講者一人ひとりの実践上の課題に応じた指導を行うことが求められるため、原則として、主任介護支援専門員とする。」と示されている。可能な限り、主任介護支援専門員が望ましいが、やむを得ず介護支援専門員が担当する場合、実習指導者説明会には必ず、管理者と一緒に出席し実習の内容をしっかりと把握して受け入れていただきたい。介護支援専門員が担当することが構わないが、しっかり沖縄県の実習の要項（綴りの内容）に沿って指導ができる方にお願いして下さい。
44	5.その他	感染症等以外で期日までに実習に関する資料提出がない場合、期日までに提出ができなかった理由書等が必要か。	速やかに受講者より事務局へご連絡ください。